

## 岐阜大学医学部附属病院における使用医薬品の選定内規に関する申合せ

平成16年4月1日

制 定

第1 岐阜大学医学部附属病院において使用する医薬品の選定についての取扱いは、岐阜大学医学部附属病院における使用医薬品の選定内規に定めるもののほか、この申合せの定めるところによる。

第2 医薬品の採用選定については、次の各号に掲げるところによるものとする。

一 発売元（製造元を含む。以下同じ。）の変更

使用医薬品の発売元が変更されたにもかかわらず、従来からの医薬品と同一医薬品と認められる場合は、採用申請を要しない。

二 医薬品名の変更

使用医薬品が発売中止となり、代って別の医薬品名で同一メーカーから同一医薬品が発売される場合は、旧剤型又は旧容量の使用医薬品は採用中止するものとする。

三 剤型又は容量のみの変更

同一成分、同一組成の旧剤型又は旧容量の使用医薬品が市場に残っており、かつ、新剤型又は新容量の医薬品を新規に採用する場合は、旧剤型又は旧容量の使用医薬品は採用中止する。

四 配合剤の一部の変更

配合剤の一部が変更されて形状及び色彩に変化があっても同一名称が使用され、薬効等（適応症）にほとんど差異がないと認められるものは、同一の医薬品とみなし、採用申請を要しない。

五 同一医薬品の切替え採用

使用医薬品と同一医薬品で新規発売された医薬品が薬剤学的に優秀であると認められ採用を希望する場合は、使用医薬品との薬剤学的試験等を比較検討した結果を参考にして採否を決定する。この結果、新医薬品が採用された場合は、従来の同一医薬品は採用中止する。

六 試用医薬品の最低症例数（試用報告書に記載する症例）

稀有な疾病を除いて、試用医薬品の有用症例数は、最低3例以上を採用の条件とする。

第3 委員会は、次のとおり開催する。

| 委員会の開催時期 | 新規採用申請医薬品 | 試用医薬品    |
|----------|-----------|----------|
| 3月       | 12月～2月申請分 | 12月試用決定分 |
| 6月       | 3月～5月 "   | 3月 "     |
| 9月       | 6月～8月 "   | 6月 "     |
| 12月      | 9月～11月 "  | 9月 "     |

第4 使用医薬品の採用中止については、次の各号に掲げるところによる。

一 委員会の委員長は、使用医薬品（特殊な医薬品を除く。）が6月以上ほとんど使用されていない場合は、各診療科に当該使用医薬品の使用の努力を行うよう通知するものと

する。

二 病院長は、前号に規定する通知にかかわらず6月以上ほとんど使用されない使用医薬品は、採用中止の対象とすることができる。

#### 附 則

この申合せは、平成16年4月1日から実施する。

平成19年3月1日から実施する。

平成23年7月1日から実施する。